

令和5年5月8日

保護者 様

磐田市立豊浜小学校長

新型コロナウイルス感染症における対応の変更について

令和5年4月28日に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、同年5月8日から、**新型コロナウイルス感染症については、第二種の感染症に位置付けられることになりました。**また、同年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の**5類感染症に移行することになります。**これを踏まえ、文部科学省は4月28日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

そこで、新型コロナウイルス感染症における出席停止等の対応について、下記のように変更します。保護者の皆様には、御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 児童が**新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止**
 - * 出席停止期間は、**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。**
 - * 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまでを基準とします。
 - * 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。
 - * 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童についても、同日以降は改正後の出席停止の基準が適用されます。
 - * 出席停止期間を経て登校する際に、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類を提出する必要もありません。
 - * 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します。
- 2 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないため、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者（同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染している場合等）であっても、**感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはならず、登校は可能です。**
- 3 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合
発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養することが重要です。従前であれば出席停止の対象でしたが、**感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。**児童の健康状態を踏まえて御判断ください。
- 4 毎朝の検温報告について
コドモンによる**毎朝の児童の検温報告は不要**となります。

担当教 頭
電話番号 55-2570